

*****協会 会員規約

第1章 [総則]

第1条 (目的)

- *****協会（以下「当協会」といいます）は、*****

*****することを目的とします。
- この会員規約（以下「本規約」といいます）は、*****

*****することを目的とします。

コメントの追加 [KM1]:
第1項に、協会の理念と目的
第2項に、この規約の目的を記載しています。

第2条 (本規約の適用および改訂)

- *****

*****。
- 本規約は、*****

*****により会員に対し通知した時点からその効力を生ずるものとします。

第2章 [会員]

第3条 (会員)

- 当協会の入会を希望する者（以下「入会希望者」といいます）は、*****

*****。
- 当協会は、入会希望者の申込を受領後に当協会所定の入会基準に従い審査を実施し、当協会が会員として認めた個人、法人または団体を当協会の会員とします。

コメントの追加 [KM2]:
入会前に協会所定の審査がある、としています。

コメントの追加 [KM3]:
今回『法人会員』も含まれますので、このようになっています。

第4条 (有効期間)

- 当協会の会員としての有効期間（以下「有効期間」といいます）の起算日は、当協会が第3条の定めによりその入会を承認し、その旨を当該会員に対しメール等により通知した日とします。なお、*****

コメントの追加 [KM4]:
ご要望にありましたとおり、「会員として承諾されましたので本日から〇〇会員です」というメールを送信した時としております。

*****するものとします。

- 2. 会員は、*****

*****更新されるものとします。

第5条 (会費等)

*****。なお、会費等については、原則として返還はなされないものとします。

第6条 (会員情報の変更)

- 1. *****

*****。

- 2. 会員が前項の通知を怠ったために、当協会より通知や案内が届かないなどの当該会員に生じる不利益に関しては、当協会は一切その責任を負わないものとします。

第7条 (退会・休会)

- 1. 会員が、当協会を退会しようとするときは、事前に当協会が定める方法で退会する旨の届出を当協会代表理事宛に行うものとします。
- 2. 会員が当協会を退会した場合、当該会員は、当協会に対して*****

*****何ら主張できないものとします。

第3章 [禁止行為等]

第8条 (禁止行為)

コメントの追加 [KM5]:
更新については、先日のお話のとおり、このようにしています。

コメントの追加 [KM6]:
会費について、ご要望の文言などあればお気軽にお知らせください。

コメントの追加 [KM7]:
協会からのお知らせ、情報など「届いていません」と言われた際の予防策となります。

コメントの追加 [KM8]:
会員であった間に使用可能であった*****
*や特典、*****
*****を付与していた場合の権利などを主張されては困りますので、このようにしています。

1. 次の各号に該当する行為を、本規約における会員の禁止行為と定めます。なお、会員が本条項の禁止行為を行った場合、当協会は、直ちに当該会員資格を停止させ、損害が発生した場合、当協会が被った損害の賠償を当該会員に請求することができるものとします。

① * * * * * 行為

② * * * * * 行為

③ * * * * * 行為

④ * * * * * 行為

⑤ 本規約または法令に違反し、もしくは違反する恐れのある行為

2. 前項の規定により、当該会員資格の停止が確定した場合、* * * * * できないものとします。

第4章 [秘密保持等]

第9条 (秘密保持)

会員は、当協会から提供され、または知り得た次の情報について、秘密裡に保持し、第三者に開示あるいは漏洩し、または当協会の会員としての活動以外の目的に使用しないものとします。

i) 機密情報；当協会および* * * * * 情報をいいます。ただし、そのうち当協会が事前に承諾した情報については除外するものとします。

ii) 個人情報；* * * * * をいいます。

コメントの追加 [KM9]:
即、退会させることができ、かつ、損害が生じたら賠償を請求することができます。

コメントの追加 [KM10]:
「ひみつり」秘密なものとして

③ * * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *のため

④ その他会員から同意を得た目的の範囲内における利用のため

第13条 (免責)

当協会は、会員に対し、* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *
* * * * *。

コメントの追加 [KM16]:
先日伺いました* *様のご不安なことを解消できるよう、左記のように、協会が免責されるような内容になっています。

第5章 [雑則]

第14条 (協議解決)

本規約に定められていない事項並びにその記載事項に関する解釈上の疑義については、本規約の目的を考慮して当事者間で協議のうえ、決定するものとします。

第15条 (合意管轄)

本規約に関連する紛争が生じた場合には、* * * * *を管轄する* * * * *
* * * * *
* * * * *とするものとします。

コメントの追加 [KM17]:
所在地が変更となった場合も、規約を変更する必要はありません。

附則

2020年*月*日 制定施行

コメントの追加 [KM18]:
運用開始後も、
↓
2021年2月1日 改訂
2021年9月1日 改訂
このように、改訂されるたびに追記していきます。